

デマンドタクシーの利用登録を開始

デマンドタクシーおよび
コミュニティバスの愛称を
募集します

市民の皆さんの通院や買い物などの日常生活の移動手段を確保するため、10月より試行運行を開始するデマンドタクシー(予約制の乗合タクシー)の利用登録を開始します。

デマンドタクシーは、利用する際に利用時間帯や目的地を告げて予約することにより、自宅から目的地まで、安価な運賃で直接行くことができる。便利な公共交通機関です。

利用にあたっては、事前登録が必要となりますので、お早めにご登録ください。

●登録申込方法

下記の利用登録票に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

○郵送

〒328-8686(住所記入不要) 交通防犯課公共交通対策担当あて

○直接提出

- ・交通防犯課(本庁舎1階)
- ・各総合支所地域まちづくり課
- 又は生活環境課
- ・各支所・出張所

○FAX (2)2179

◇問合せ 本 交通防犯課

☎(2)2170

デマンドタクシー利用の流れ

【事前】

左記の利用登録票で登録します。

【利用時】

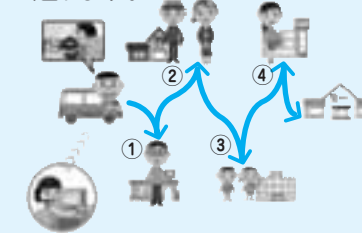
①予約センターに利用時間帯や目的地を告げて予約をします。



②予約した時間帯にデマンドタクシーが自宅(目的地)まで迎えに来ます。



③他の利用者と乗り合わせ、それぞれの目的地(自宅)まで送ります。



栃木市デマンドタクシー利用登録票			
住所	栃木市 町		
自宅TEL	()		
続柄	ふりがな	性別	生年月日
	氏名		携帯電話番号
世帯主		男・女	(M・T・S・H) 年 月 日
		男・女	- -
		男・女	(M・T・S・H) 年 月 日
		男・女	- -
		男・女	(M・T・S・H) 年 月 日
		男・女	(M・T・S・H) 年 月 日
		男・女	- -
		男・女	(M・T・S・H) 年 月 日
		男・女	- -

知ってもらいたい事項 (例) 家の前の道路が狭い
車椅子を使う人がいる など

※小学生以上が登録の対象となります。
※小学生未満は、保護者の同伴が必要となります。
※この登録情報は、デマンドタクシー以外の目的では使用しません。

○直接提出

・交通防犯課(本庁舎1階)
・各総合支所地域まちづくり課

○郵送

〒328-8686(住所記入不要) 交通防犯課公共交通対策担当あて

○FAX (2)2323

○メール

simin03@city.tochigi.lg.jp
締切り 6月24日(金)
(当日消印有効)

◇その他

作品は、パンフレット等で使用するほか、デマンドタクシーおよびコミュニティバスの車体に表示します。また、採用者に記念品を贈呈します。

◇問合せ

本 交通防犯課 ☎(2)2170